

氏名	Ghan Shyam Gautam(がんしゃむ ごうたむ)
本籍地	ネパール王国
学位	博士(経済学) 学位記番号 済博第3号
報告番号	甲第12号
学位授与年月日	平成19年3月20日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻名	経済学研究科 アジア地域経済専攻 博士後期課程
学位論文題目	Social Security Arrangement in Nepal: Restructuring the System with Reference to Asian Experience
論文審査委員	主査 教授 戸谷 裕之 教授 新保 博彦 教授 齊藤 日出治

論文内容の要旨

1) Mr. Ghan Shyam Gautamの簡単な略歴

1. Ph. D.candidate at Osaka Sangyo University, Japan (since April 2004)

Research Theme: Redesigning Social Security System in Nepal, 国費留学生

2. Masters in Economics, Tribhuvan University, Nepal (1999-2001)

Major: Mathematical Economics

Dissertation: Value Added Tax in Nepal: Problems and Prospects

3. Bachelor in Humanities and Social Sciences, Tribhuvan University, Nepal (1996-1999)

Majors: Mathematics and Economics

4. Proficiency Certificate Level in Humanities and Social Sciences, Tribhuvan University, Nepal (1994-1996)

2) すでに出版された論文・その他

1. (公刊された論文) “*Social Security Arrangement in Nepal: Needs and Challenges Ahead*”, in Journal of Economics, Osaka Sangyo Universityに掲載確定。

2. (学会報告) “*Provident Fund for Social Security in Nepal: In light of Singapore and Malaysian Practice*”, a paper presented in a Conference organized by Japan Social Policy Association (社会政策学会) in Oita, October 2006, なお、この論文は同学会誌に連載確定。

本報告書に、大会プログラム他を添付しました。

3. (公刊された論文) “*Singaporean Model of Social Security in the context of Ageing*”, in *Journal of Economics*, Osaka Sangyo University, Volume 7, Number 1, 2005

1 から 3 の項目で、博士号取得に必要な研究科の最低基準を十分に満たしている。

4. “*Paradigm of Economic Development in Nepal: Towards the Emulation of East Asian Experience*”, a paper presented in a symposium in Tokyo, November 2005

5. “*Democracy and Market Economy: Major Wheels of Development*”, in *Academic Bulletin of NESAJ* (Nepalese Students’ Association in Japan), 2005, Tokyo

3) 学位論文の構成

第 1 章 Introduction

第 2 章 Social Security System: Theoretical Examination

第 3 章 Social Security Arrangement in Nepal

上記 1 の業績に該当する

第 4 章 Provident Fund Centered Social Security System: Comparative Analysis

上記 3 の業績に該当する

第 5 章 Social Health Insurance: Japanese Experience and Its Relevance to Nepal

第 6 章 Restructuring Social Security System in Nepal

第 7 章 Summary, Conclusions and Policy Implications

4) 内容の紹介と評価

1. 本論文の第 1 の課題は、ネパールの Social Security System (以下では社会保障システムと略する) を構成するさまざまなシステムを特徴付け、全体としての構造を明らかにすることである。

ネパールの社会保障システムは、まず Contributory Schemes (拠出制度) と Non-contributory Schemes に分類できる。両者を、基本的な性格、対象、目的によって特徴づけている。

前者の代表的なものは、組織された部門の就業者を中心にした自発的な貯蓄プランである Employees Provident Fund and Pension, 1990年に設立された、次に大きな自発的な貯蓄のスキームである Citizen Investment Trust である。

後者は、Pension Scheme, Senior Citizen, Disabled & Widow Allowance とその他から成っている。

ネパールにおける社会保障システム確立の試みは 1930年代に始まり、ようやく 1990年代

になって重要な進展があった。

ゴータム君は、以上の分析の後に、ネパールの貧困の現状を説明し、社会保障システムを以下のように特徴づけている。“*Overall system still in its infancy (low coverage, lack of integration), Existing structure favors better-off groups, Poor access to basic needs, low productive capacity, and widening risks show necessity of service expansion*”

2. 第2の課題は、ネパールの社会保障システムを、同じ発展途上国のシンガポールとマレーシアに比較することである。

具体的な比較の項目は、対象の範囲、サービスの内容、管理構造と投資パフォーマンスであった。項目の選択は、具体的で広範囲にわたっていると思われる。対象の範囲、拠出割合、参加者の選択という点では、シンガポールが上位で、ネパールは最下位であった。どの国も所得再分配機能を持っていない。意外なことに、ネパールは、競争力は欠けているものの、最もリターンが高いという結果が出ている。

以上のように、具体的な項目で、いくつもの興味深い結果が出ているが、残念なことに、その質的な相違の評価と検討が、必ずしも十分ではない。

ところで、ゴータム君は、2.5 *Various forms of Social Security Practices*で、世界の社会保障システムを以下の3つに分類している。“*Publicly financed universal model (UK), Collectively financed social insurance model (Germany), Privately financed market-oriented model (USA)*”

では、検討した3か国が、どれに分類されるのか、あるいは途上国はこれとは別なのか、という点をさらに詳しく検討すれば、各国のシステムの特徴が一層明らかになっていたと思われる。

3. 第3の課題は、日本の社会保障システムとの比較と、日本のシステムのネパールへの移転の可能性の検討である。この課題は、最も遅く第3年度で検討された。

ゴータム君は、本論文に9ページにわたる参考文献を添付しているが、Japan International Cooperation Agency (2004), *Development of Japan's Social Security System—An Evaluation and Implications for Developing Countries*, JICAなどの日本における英語文献をかなりの範囲で検討した。

日本への留学で、日本の貴重な経験を学んだことは、今後の研究に大きな意義を持つものと思われる。

ゴータム君によれば、20年代にドイツ型の社会保険が始まり、30年代の後半には国民健康保険が設立され、この過程で*Community based approach*が重要な役割を果たした。そして、60年代初期には健康保険が全般的にカバーされるようになったという。

*Community based approach*とは、中央政府のレベル、地方政府でのレベル、地域でのレベル、Community Levelからなっている政策の体系である。

このような戦前日本の重層的な社会保障システムこそが、Communityが依然として大きな役割を担っている、今日のネパールでも適用可能だという。

しかしながら、ゴータム君が検討の素材としたJICAの検討とは異なった見解ではあるが、戦前の日本には、もうひとつのアプローチがあったと思われる。政府が行う社会保険とは独立して行われた、民間ベースの試みである。明治維新後の早い時期での生命保険会社をはじめとする民間保険会社の設立、民間企業におけるさまざまな年金制度、いくつかの先進的な企業、例えば鐘淵紡績などの個別企業内の保障制度である。

これらについての研究が、日本では遅れているので、ゴータム君の視野には入っていない。やむを得ないこととはいえ、この点の評価が十分でないため、検討結果が、やや一面的になっている感は否めないと思われる。

4. 以上の検討を経て、ネパールの社会保障システムの新たなフレームワークが示される。高所得階層を中心とした自発的な貯蓄と、低所得階層に対する社会的な援助のシステムである。それぞれのシステムには2つの階層があって、両者の比較がそれぞれに詳しく行われている。

このシステム全体を支えるために、政府は財政的な支援と監督を行い、risk poolingと所得再分配の機能を持つSocial Security Consolidated Fundが設立されるべきであるという。政府主導型政策体系の一般的な枠組みではあるが、これまでの検討結果とゴータム君の一貫した視野が生かされた興味深い内容となっている。

5. 以上のような検討において、ゴータム君は、ネパール政府、国際機関、日本の各機関などの文献を広範囲に渉猟し、これまでほとんど研究業績の無かったこの分野で、独力で、包括的な研究を行った意義は非常に大きい。

研究の範囲は、ネパールの社会保障システム全体と個々のシステムの解明、それとシンガポールとマレーシアの社会保障システムとの比較、主に戦前日本の社会保障システムと、そのネパールへの移転の可能性の検討と、広範囲にわたった。

検討の方法は、常に詳細な具体的なデータに基づき、導き出した結論も一貫して明解で、今後、幅広い研究者や政策担当者に十分に理解されると思われる。

以上の検討から、審査委員会は、一致して博士論文として認められると判定する。ネパールに帰国後、研究者としてあるいは政府機関で、この構想を実現するように期待したい。